

多職種連携シートの活用に関するQ & A

徳島県保健福祉部薬務課

問 1 多職種から保険薬局に内容を伝える際にも、患者の同意を得る必要がありますか。

(答)

「患者からの訴え」、「家族からの情報」を保険薬局に伝える際には、可能な限り患者や家族等から同意を得てください。「その他【報告者等が発見】」については、同意を得ている場合には、報告欄に記入してください。

保険薬局が多職種から受け取った情報について、多職種に詳細を問い合わせた際は、患者からの同意があったかどうか確認してください。

問 2 F A Xでの個人情報のやり取りは、誤送信の危険性があるのでしょうか。

(答)

貴見のとおり誤送信の危険性がありますので、情報のやり取りには十分注意していただく必要があります。

貴組織で慣れている情報のやり取り方法（メールや郵送など）に代えて情報提供していただくことは構いません。

問 3 多職種が患者の服薬について問合せを行う場合、主治医に行くことが基本となり、保険薬局に問い合わせることは無いのではないですか。

(答)

患者が複数の医療機関を受診し、その服薬状況を保険薬局が把握している場合など、医師がすべての服薬状況を把握が難しい場合があります。

副作用の発生等を知る重要な情報源になりますので、お気軽に保険薬局にお問合せ・情報提供を行ってください。

問 4 患者が複数の医療機関や薬局を利用しているときは、どのように使用すればよいですか。

(答)

多職種の方は、お薬が一番多く出ている保険薬局へ情報提供をお願いします。連絡を受けた保険薬局が処方医へ連絡するほか、患者さんが受診している他の医療機関や薬局へも情報共有をお願いします。

問 5 患者が複数の福祉関係施設で多職種と関わっている場合、情報提供が複数のシートになると考えられますが、どのように情報共有すればよいですか。

(答)

特定の患者さんに対して、同時期に複数の職種から情報提供があった場合は、薬局で情報をまとめて、主治医へ連絡してください。また、とりまとめた内容に基づく主治医との情報共有の状況や結果は、保険薬局から情報提供のあった各職種へ連絡してください。

問 6 保険薬局から医師への連絡はすぐに行った方がよいですか。

(答)

可能な限り 1 週間以内に御対応いただき、遅くとも次回処方に対応できるよう配慮をお願いいたします。

緊急性がある場合は、電話等により対応してください。

問 7 理学療法士、栄養士等は、どのように情報提供すればよいですか。

(答)

福祉系施設に勤務している理学療法士等は、患者さんが飲んでいるお薬や体調などで気になる点があれば、お薬を出している保険薬局への情報提供をお願いします。

病院に勤務している理学療法士等は、院内で主治医や薬剤師と気になる点について、情報共有し、相談してください。

また、職種にかかわらず、院内・施設内での情報提供・共有のためにこのシートを使用していただいても構いません。

問 8 病院薬剤師はどのように関わればよいですか。

(答)

患者が当該病院に入院していた場合などでは、病院薬剤師の意見も踏まえて医師に情報提供することが重要と考えられます。薬局薬剤師との相互協力（薬薬連携）の推進のためにも、病院での照会窓口として積極的に関わっていただきたいと思います。

また、保険薬局においても、病院薬剤師の意見をお聞きすべき場合は、その旨、シートに記入をお願いします。

問 9 患者の同意を得ていなくても情報提供してよいですか。

(答)

患者の治療上、重要であると考えられる場合には行ってください。

問 10 その他、連携シートを使用する上で注意することはありますか。

(答)

多職種で患者情報の共通認識を持つことにより、患者さんがより良い生活がおくれるよう、このシートを作成しました。それぞれの職種で当該シートの活用方法は、自由にアレンジしていただいて結構です。

(例：施設内での患者情報の共有等)

良い活用方法や改善すべき内容があれば、事務局まで御連絡お願いします。